

第3章 機構及び定員の改正

第2章

「日本再興戦略改訂2015」の迅速な実行、競争力強化、対外交渉、エネルギー政策の確実な実施等、効率的かつ効果的な経済産業行政の執行のために必要な機構・定員を以下のとおり措置。

定員

(1) 競争力強化（新規定員 6人）

中小企業支援や不正競争防止法の執行体制の強化。

(2) 対外交渉、安全保障（新規定員 9名）

租税条約ネットワークの戦略的拡充に向けた体制整備や安全保障貿易管理の実施体制の強化。

(3) 知的財産政策（新規定員 17人）

特許審査体制の強化。

(4) IT、サイバーセキュリティ政策（新規定員 4人）

サイバーセキュリティの強化。

(5) エネルギー政策（新規定員 30人）

電気事業法、ガス事業法の執行体制の強化や省エネルギー対策の推進等。

(6) メリハリをつけた定員再配置等

（削減合計 ▲98人）

業務の合理化、省内外での再配置により、組織の大幅なスリム化を実施。

<参考>

（単位：人）

| | | |
|---------|-------------|-------|
| 2015年度末 | 経済産業省定員 | 8,017 |
| 2016年度 | 定員合理化等による削減 | ▲98 |
| | 増員要求 | +72 |
| | 2016年度末定員 | 7,991 |

機構

(1) サイバーセキュリティの強化

省内外のサイバーセキュリティの強化・情報利活用推進のため、サイバーセキュリティ・情報化審議官を新設するとともに、重要インフラや企業・業界団体・独法等のサイバーセキュリティ強化のため、商務情報政策局にサイバーセキュリティ課を新設。

(2) 製造業の構造変化への対応

製造業の政策課題を掘り起こし、適切な政策を効率的に実施していくため、製造産業局に金属課、素材産業課、生活製品課を新設。

(3) 安全保障貿易管理の企画・立案機能の強化

厳格な制度運用のため、安全保障貿易管理課を、安全保障貿易管理政策課・安全保障貿易管理課の二課に再編。

(4) その他

商務情報政策局に国際サイバーセキュリティ企画官、資源エネルギー庁電力・ガス事業部に放射性廃棄物対策企画官を設置。